

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																									
料金表 第 1 表 接続料金 第 2 網改造料 1 適用 (略)		料金表 第 1 表 接続料金 第 2 網改造料 1 適用 (略)																									
1-1 網改造料の対象となる機能		1-1 網改造料の対象となる機能																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td>(略)</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能</td> <td>音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>(67) (略)</td> <td>(略)</td> <td>——</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		備 考	(1)～(65) (略)	(略)	——	(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	——	(67) (略)	(略)	——	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(65) (略)</td> <td>(略)</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能</td> <td>音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>(67) (略)</td> <td>(略)</td> <td>——</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		備 考	(1)～(65) (略)	(略)	——	(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	——	(67) (略)	(略)	——
区 分		備 考																									
(1)～(65) (略)	(略)	——																									
(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	——																									
(67) (略)	(略)	——																									
区 分		備 考																									
(1)～(65) (略)	(略)	——																									
(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能	——																									
(67) (略)	(略)	——																									
		附 則（平成 25 年 12 月 9 日東相制第 13-0087 号） この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。																									